

令和 4 年度三重県内部統制評価報告書審査意見書

三重県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県監査委員	伊 藤	隆
三重県監査委員	中瀬古	初 美
三重県監査委員	野 村	保 夫
三重県監査委員	伊 賀	恵

1 審査の対象

「令和 4 年度三重県内部統制評価報告書」（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、三重県知事が作成した評価報告書について、三重県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、三重県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、三重県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

ただし、運用状況における不備の報告件数は減少傾向にあるものの、依然として多数発生していることに加え、重大な不備の報告件数は前年度より増加していることから、引き続き再発防止に努めるとともに、制度を有効に機能させることにより、特に県民に大きな影響や損害を生じさせることがないよう取り組まれない。

5 備考

調査対象期間において運用上の重大な不備（5 件）があった。概要は次のとおり

である。

(1) 公文書の不適切な整理、保存による紛失、誤廃棄

令和4年4月に、職員が書庫の整理を行った際に、書庫にある公文書ファイルを保存期間が満了した廃棄可能なものと思い込み、保存期間満了前（保存期間満了後・三重県公文書等管理審査会意見聴取前を含む）の公文書ファイルを廃棄した。当該職員は、別所属の業務も兼務していたことから、兼務先の所属においても同様に公文書ファイルを廃棄した。また、誤廃棄は、当該職員以外にも所属長を含む複数の職員によって行われた。

(2) 法令等の誤解による誤った業務執行

本来「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の許可が必要な民間事業者が行う埋立て工事について、条例の解釈を誤り、適用除外とした。令和4年5月、適用除外とした判断が誤りであったことが判明したことにより、事業者は埋立て工事を停止し、改めて許可手続きを行う必要が生じるなど、事業者に重大な影響を与えた。

(3) 交通法規に反する運転

ア 飲酒運転

令和4年12月、自宅で飲酒した後、買物に行くために車を運転し、立ち寄った金融機関の駐車スペースで、駐車していた別の車両に接触する事故を起こし、アルコール呼気検査により、0.7mg/lのアルコールが検出され、酒気帯び運転により刑事処分を受けた。

イ 人身事故

令和4年3月、私用で自家用車を運転中、安全確認不十分のまま横断歩道に進入し、歩行中であつた被害者に自家用車を衝突させ、長期の療養を必要とする傷害を負わせ、令和4年10月には行政処分を、令和5年5月には過失運転致傷により刑事処分を受けた。